

西宮市共生型地域交流拠点運営等補助事業実施要綱

(事業目的)

第1条 西宮市共生型地域交流拠点運営等補助事業は、共生型地域交流拠点（以下「交流拠点」という。）の運営に要する経費について補助金を交付することにより、交流拠点の継続的な運営を行うことを目的とする。

当要綱は、西宮市共生型地域交流拠点運営等補助事業実施に関する必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、「交流拠点」とは、介護保険法（平成9年第123号。以下「法」という。）第115条の45に定める地域支援事業の一般介護予防事業に基づき設置するものであり、年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰もが参加することができる地域福祉活動の展開を目的とした、常設の交流拠点のことを指す。

(通則)

第3条 この要綱による補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、補助金等の取扱いに関する規則（昭和58年西宮市規則第81号。以下「補助規則」という。）の定めるところによる。

(補助対象者)

第4条 補助金交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に定めるいずれかの要件に該当するものとする。

- (1) 社会福祉法人（社会福祉法第22条）
- (2) 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法第2条）
- (3) 交流拠点を設置する地域の住民を中心に構成された交流拠点運営委員会。なお、交流拠点の運営に関しては、同項（1）（2）および（4）に定める、いずれかの法人との連携を行う場合に限る。
- (4) その他 法人根拠となる法律に公益事業もしくは福祉事業を実施することが明記されている非営利法人。但し、その他参加者が著しく制限される恐れのある法人を除く。

2 補助対象者は、次の各号に定めるいずれかの会議において、交流拠点の運営を地域住民と協働して実施することについて、了解を得ている者に限る。

- (1) 地域ケア連携会議（西宮市地域ケア会議設置運営要綱第5条）
- (2) その他 地域住民をはじめとする地域の多様な主体と専門機関が関与し、地域課題や地域活動について検討を行う会議

(補助対象事業)

第5条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に定めるものとする。

(1) 別表 1 に定めるもの

(2) 別表 3 に定めるもの

(補助対象経費)

第 6 条 補助金交付の対象となる経費は、次の各号に定めるものとする。

(1) 別表 2 に定めるもの (以下「運営補助金」という。)

(2) 別表 3 に定めるもの (以下「開設補助金」という。)

(補助条件)

第 7 条 前条第 1 項第 2 号に定める開設補助金の交付の決定に当たっては、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

(1) 開設補助金を利用して、建物の改修等の整備を行う場合、補助対象者が建物の所有権または賃借権若しくは使用貸借権を有し、かつ補助対象者が所有者でない場合においては、建物の改修等の工事や設備の設置について所有者の同意を得ていること。

(2) 整備を行う交流拠点について、これまでに、この要綱による補助金の交付決定を受けていないこと。

(3) 前各号に規定するもののほか、市長が必要と認めるときは、この要綱及び補助規則に規定する事項の他、必要な事項を補助金の交付条件として付することができる。

(収入処理)

第 8 条 交流拠点の事業を通じて収入が発生した場合、補助金の交付の決定を受けて運営を行う者 (以下「運営者」という。) は市長と協議を行い適切に処理を行わなければならない。

(補助金交付等の手続き)

第 9 条 補助金の交付申請等の手続き、補助金の交付の決定等は補助規則の規定によるものとする。

(補助事業に係る契約の手続)

第 10 条 運営者は、補助事業に係る契約を締結するときは、原則として、入札による競争に付し、相手方を選定しなければならない。ただし、補助事業に係る契約の予定価格が 250 万円未満の場合又は相手方との契約につきやむを得ない事由がある場合は、2 者以上から見積もりを徴収するなど価格の妥当性を示すことが可能な場合、その相手方と随意契約することができる。

(承認事項)

第 11 条 運営者が次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、第 1 号又は第 2 号に該当する場合において、当該変更が軽微なものであるときは、この限りでない。

(1) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

(事故報告)

第12条 運営者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、その理由及び遂行の見通し等を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(関係書類の整理保管)

第13条 運営者は、補助事業に係る収入及び支出を記載した帳簿その他の関係書類を補助金の交付の決定を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならない。

(実績報告)

第14条 運営者は、補助事業が完了したとき、又は補助金の交付決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに補助規則の規定により市長に報告しなければならない。なお、補助事業を中止し、又は廃止したときも同様とする。

(補助金の額の確定)

第15条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助規則の規定により交付すべき補助金の額を確定し運営者に通知する。

(補助金精算)

第16条 補助金の決算額が交付額を下回る場合は、その差額を市に返還するものとする。

(交付の時期)

第17条 市長は補助事業の開始前又は完了前であっても、補助金の全部又は一部を交付することができる。

2 運営補助金の交付は、原則として年間2回に分割して行うものとする。

3 開設補助金の交付は、補助金の金額に関わらず一括で交付するものとする。

4 運営補助金および開設補助金は、新規開設もしくは移設時に限り、新規開設・移設を行う2ヶ月前より交付をすることができる。

(補助金の交付の一時停止)

第18条 市長は、補助規則の規定による補助金の返還命令を受けた運営者が、当該補助金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、補助事業について、必要と認める間、その交付を停止し、又は当該補助金等と未納額を相殺することができる。

(財産の管理)

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（次条において「財産」という。）については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(財産処分に伴う収入の納付)

第20条 市長は、補助事業者が財産を処分したことにより収入を得たときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(暴力団排除に関する事項)

第21条 補助金交付にあたり、補助対象者が西宮市暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年西宮市条例第67号)第2条に定める暴力団密接関係者に該当する場合は交付を行わない。

2 前項の確認のため、市長は、必要に応じて誓約書その他市長が必要と認める書類の提出を求めることができる。

3 市長は、補助対象者が第1項に該当すると判明したときは、補助金の交付の決定を取り消し、すでに交付された補助金の返還を命ずるものとする。

(補則)

第22条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

2 この要綱は、西宮市補助金制度に関する指針に基づき、3年以内ごとに見直しを行うものとする。

附 則

1 この要綱は、令和元年8月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、令和元年11月1日から実施する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

別表 1 交流拠点活動内容（第 5 条関係）

活動内容	説明・要件	
(1) 交流拠点での交流活動	<ul style="list-style-type: none"> ・週 3 日以上、1 日 6 時間以上の開設 ・交流拠点の設置は、市の定める地区につき 1 箇所とする ・参加者が役割を持って活動に参加する場の提供 	
(2) ネットワークの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・相談機関等との連携 ・各種地域活動との連携 	
(3) 運営委員会の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・交流拠点の運営状況及び実績の共有 ・参加者情報の共有 ・参加者のニーズに関する対応方法の検討 (運営委員会の構成員は、交流拠点運営者・協力法人・生活支援コーディネーター・各種相談窓口等を想定する。) 	
(4) 地域ニーズに応じた活動 (※)	ア. 生活支援に関する活動	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民ボランティア等による生活支援の実施 ・人件費については、支援の調整を担当する者（コーディネーター）のみを対象とし、個々の生活支援を行う地域住民ボランティアに対する報酬は対象外とする。
	イ. 交流拠点を中心とした交流活動	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民ボランティア等による交流拠点を中心とした交流活動
	ウ. その他市長が認めるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ア、イの取り組み以外で、市長が目的達成に適切と認める取組

※交流拠点が運営主体の活動であること。

(他の活動主体の実施する取組に対する補助は認めない。)

別表 2 運営費補助金 (第 6 条関係)

経費科目	概要				個別上限額
報酬	交流拠点運営者・コーディネーターへの報酬 (共済費・超過勤務手当を含む。) ※その他協力者に対する活動報酬は対象外。 【交流拠点運営者の役割】 (1) 交流拠点の運営 (2) 参加者への役割調整 (3) 運営委員会の開催 (4) 地域のニーズや課題の明確化 (5) 各種事務手続 【コーディネーターの役割】 (1) 生活支援に関する活動に係る活動者調整				上限無し
報償費	介護予防講座の講師謝金 等				上限無し
消耗品費	※食糧費及び利用者に対して実費請求を行う 消耗品費に関しては対象外。				600,000 円/年 (消耗品費・備品購入費 合算)
備品購入費	交流拠点開設後に追加購入する備品。 ※単価 10 万円以内の備品購入のみ対象。				
印刷製本費					上限無し
修繕料	運営に必要となる備品に関する修繕料				
光熱水費	電気使用料・ガス使用料・水道使用料 等				
役務費	電話使用料・各種保険料・郵便料 等				
使用料および賃 借料	交流拠点の会場賃借料(家賃・共益費・管理費) および会場利用料				2,400,000 円/年
開設日数 (年間※1)	週 3 日開設	週 4 日開設	週 5 日開設	週 6 日開設 (※2)	
補助金上限額 (年間※1)	3,000,000 円	4,000,000 円	5,000,000 円	6,000,000 円	

※1…年度途中に交流拠点を開設・終了する場合の補助金上限額は次の計算式に基づき設定する。

補助金上限額計算式：年間補助金上限額×(開設月数/12月)

さらに月途中に開設(終了)する場合、開設(終了)する月の補助金支給を、以下の表のとおり設定する。

	各月 15 日以前に開設（終了）	各月 16 日以降に開設（終了）
開設月	全額支給	半額支給
終了月	半額支給	全額支給

※2…平成 30 年 3 月 31 日時点で地域づくり支援事業において週 6 日のモデル事業を実施していた団体に限り認める。

別表 3 開設費補助金 (第 5 条関係)

対 象	概 要
<p>工事・備品購入</p>	<p>《対象経費》</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 改修工事に関する費用 (工事費、工事請負費、工事事務費) (2) 備品購入費 (3) 各種事務手数料 (開設許可申請時の事務手数料 等) <p>《申請要件》次に定める要件を全て満たすこと。但し、特段の事情があると市長が認める場合はその限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 市の定める圏域 (以下、「圏域」)において、過去、開設・移設時に同補助金の申請を行っていないこと (2) 圏域内に交流拠点が設置されていないこと <p>《その他特記事項》</p> <p>補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を処分したことにより収入を得たときは、その収入の全部又は一部を市に返還を行うものとする。</p>
<p>補助金上限額</p>	<p>1 箇所あたり 2,000,000 円</p>